

議会報告会での市民意見の報告、並びに決算特別委員会で  
合意形成を図った意見・要望に対する回答

【意見・要望】

1. 災害時における要配慮者への対応については、庁内で連携した要配慮者名簿の作成を早急に進めるとともに、民生委員・児童委員を初め関係団体や事業所等とも協議しながら、地域の状況も反映した現場で活用できる名簿の作成を含め、実態に即した実効性のある仕組みづくりに取り組まれない。

【回答】

現在、市が保有している災害時の要配慮者名簿としては、保健福祉部で運用している「災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）」の名簿と、都市整備部で運用している災害対策基本法に基づいて作成した「避難行動要支援者名簿」があります。

昨年1月の寒波に伴う緊急断水時には、この二つの名簿の対象者が異なっていたことから、民生委員・児童委員はじめ地域の皆様方が要配慮者への安否確認等を行うにあたって混乱を招くこととなり、大変ご迷惑をおかけしました。

このことを踏まえ、名簿の一本化に向けたシステム構築関係費等について、12月議会で補正予算をご承認いただき、現在、システム構築の業者選定作業を進めているところであり、平成29年度上半期までに両名簿のデータ統合を終える予定です。

名簿の一本化にあたっては、災害発生時における要配慮者の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、地域の実情を反映した有用性の高い名簿づくりが必要となってまいります。そのため、日頃から地域で要配慮者に深く関わられている民生委員・児童委員や専門機関等とも協議しながら、取り組んでまいりたいと考えております。

その際、避難行動要支援者に対しては、名簿を活用した災害時の避難支援に備え、平常時から名簿情報を民生委員・児童委員や自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供するため、現在、同意取得に向けた作業を進めており、同意された方一人ひとりについて、避難場所や避難経路、避難支援者などを記載した、個別避難支援計

画を作成することとしております。

一方、ご近所支え合いネット登録者に対しては、名簿の中に元気な高齢者も含まれているため、地域での説明も行いながら、平成29年度中を目標として「真に支援を必要とする人」の把握及び再登録の意思確認を行うこととしております。

災害時における要配慮者への対応については、これまでも地域において要支援者を含めた避難訓練等を実施しておられますが、今後、この個別避難支援計画に基づき、避難行動要支援者と支援者が訓練等を通し一緒に避難方法を検討するなど、地域一体となった支援の取組みを進めて参ります。